

旧民法における宗教法の問題点

(一) 慈光寺と井上円了の場合

高木宏夫

takegaki hiroo

一 宗教法案否決の経過

最近、宗教法人法の改定をめぐって国会で論争があつた。オウム真理教も関係していたために多くの人々が関心をもつたが、その根本には「思想信教の自由」と宗教法の「法的規制はどこまで適用できるのか」という根本矛盾をはらんでいるだけに、単なる政争の具としか見なかつた人々も少なくなかつたと思われる。

日本の旧憲法時代には、最後の五年間を除くと、宗教法として体系的にまとまつたものはなく、昭和一五年四月施行の「宗教団体法」までは、太政官布達、各省布達、大審院の判例など、イギリスの慣習法を中心とする法運営に近い形で、法が適用されていた¹⁾。しかし、明治三二年七月に施行された旧民法は、第三四条その他において「宗教に関する社団・財団の規定」を設け、同日施行の民法施行法第二八条において「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」とし、暫定的な措置であることを明示した。そして政府は、この除外規定に対応する宗教法案を同年一二月に貴族院に提出したが、出席議員二二一人中賛成一〇〇、反対一二一で否決されたという経過を辿つた。

民法の施行がこのような形で急がれた背景には、半植民地的状況からの脱却が明治時代を通しての日本人の念

願だったという事実があった。また、当時の東朝新聞が「政府が外交関係上宗教法案を制定して、基督教に仏教と同等の待遇を与へむとする」(2)と報道しているように、鎖国から開国への展開過程にキリスト教の布教の自由の要求がからんでいたために、宗教法の体系的な整備は早くから取り組まれていたし、その結果としての宗教法案であつたから、さまざまな問題が複雑に入り組んでいた。

この宗教法案には次のような事情がからんでいたと当時の新聞『日本』は報道している。

宗教法案と各宗派(明治三二年一月二日)

多年宗教界に轟然たりし宗教法案は愈々去る九日貴族院に提出せられたり。案は固と一視同仁の主義を採り、仏、耶の間に畛域を設けざるを以て、仏教を公認教(3)と為さんとする一派は早くも反対運動に着手し、公認制希望の印刷物を配布したるのみならず、滋賀県の如き熊本県の如き、有志者は既に上京して仏教公認の請願書を提出したりといふが、仏教各宗にては悉く委員を出京せしめ、昨日烏森の吾妻家に協議会を開きたり。各委員の中該案に賛成なるは臨済の前田、曹洞の弘津、西本願寺の藤田、天台の園の四氏、之に反対なるは真言の土岐、大谷派の和田、日蓮の田村三氏なるが如し。今其賛成する理由なりと云ふを聞くに、従来宗教法と云はゞ云ふべきものは明治一九年の布達あるのみ、即ち我政府は極めて冷淡に宗教を解釈しありたるに、今回宗教家の意志を容れ、又た改正条約実施の結果として漸く一篇の法律を見るに至れり。是れ吾々宗教家の最も喜ぶべき所、もし条項中修正すべき點あるを以て之れを否決し去らば、是れ猶ほ角を矯めんとして其の牛を殺すが如きのみ、宗教法は各宗に通ずるの大則たり、大則にして定らば特別法の如き如何様とも制定し得べし、若し仏教家の待遇等に就き異議あらば、更らに仏教に関する法規を定むる亦可ならずやと。これ

に反対する宗派は東本願寺を主となし、仏教公認期成同盟会を運動部となし、反抗なく、熾んなるが、彼等は仏教を公認教となさんとする一派なれば、今回の宗教法案、仏、耶の間に区別を設けざるに慊焉たらず、此の如き案はなきに若かざるものなれば、寧ろ之を否決すべしと云ふに在り、而して彼等は賛成派の唯だ通過一方に熱心して不完全極まる案を成立せしむるを慮り、此の如き姑息は断然廃すべしと論じ居れり。今更に各宗委員会に於ける意向を聞くに、議論のあるは第六条と第十六条の二条なるが如し、反対派は第六条「教派宗教教会又は寺を維持する社団又は財団を除くの外、宗教団体を維持する社団又は財団は法人と為ることを得ず」中の宗教団体又は財団を法人と為さんと欲し、又た第十六条「教会又は寺を設立せんとする時は△教会規定又は寺規則を設け、主務官庁の許可を受くべし」中△の次に勅令によりの五字を加へ、而して勅令には何万人以上の宗徒を有する者と云ふが如き規定をなさしめんとするなりとぞ。因に記す期成同盟会にては委員を派して各地を遊説せしめたる結果として、公認教請願の運動を為すもの各地よりも続々上京すべく、又た該案は例の石川舜台必死となりて尽力する積りなりと云へば、該案の愈々衆議院に廻附せらるゝ頃、東西本願寺の対戦、或は議場を賑はすに足らんか。

東本願寺派（真宗大谷派）には深刻な財政問題があつたという国民新聞の当時の記事（後述）がある。東本願寺には明治政府から二万両の献金を強制されたし、「蛤御門の戦争」で本山の建物はすべて灰燼に帰し、再建工事に莫大な借金をしていたという事情があつた。第二の反対の根拠はこの日本新聞後段の第六条の問題で、国家の直接の干渉が大きいことと、現在も解決していない「包括団体と被包括団体」の問題である。当時も、寺院が国家と地方の二重の行政支配を受けるのはおかしいというかたちで問題にされた。

ともあれ、貴族院にこの法案を否決された政府は、明治三年八月内務省第三九號（四条構成）で、「宗教の宣布、又は宗教上の儀式執行を目的とする社団、又は財団を法人と為さんとする時は、設立者は定款又は寄付行為の外、左の事項を記載したる書面を差出すべし。」（第一条）と規定して、臨時措置を講じた。しかし、その後も四〇年余り、宗教法は施行できなかった。この否決以後、明確な形をとって運営されるようになった宗教政策は、神社は宗教ではないという立場をつらぬきながら、仏教、教派神道、キリスト教を「宗教」と認め、それ以外はすべて「類似宗教」として差別したという方針であった^⑤。そして、宗教団体が超国家主義思想を時代思潮とする時代に施行された^⑥ことに象徴されているように、旧民法時代の思想・宗教に対する弾圧は、多くの関係者の犠牲を出した。その反動として戦後の宗教法人令が生まれ、世界でも珍しいという見解もあるような、規制のほとんどない宗教法人法を生み出した。したがって、改めて思想・宗教の自由、国家と宗教の問題を提起されているのが現代だと言えよう。

こうした日本の宗教・思想政策の流れの中で、一つの転換点にあったのがこの旧民法の宗教法案で、結局施行はできなかったが、政策実施面では最末端の村役場においてさえも瑣末な干渉を加え、政府の宗教への介入姿勢を見せていると考えられるのが、以下にある仏教教団寺院（ここでは真宗大谷派の事例）の具体的な実態である。

二 慈光寺における法人化問題

本稿では明治三二年の宗教法案を中心に、しかも具体的な井上円了の生家慈光寺を事例として問題の分析を試みる。井上円了の『仏教活論序論』から「修身教会運動」までの社会活動は、本質的には「仏教の革新」つまり封建から近代への脱皮であったとも見られるが、「実際」と表現して「生活している人間」に生きている仏教を求

めたと見えよう。この法案への井上円了の対応は明確には分からないが、仏教界が賛否二つに割れて、「仏教を公認教として扱え」という側（真宗大谷派はこの立場）が廃案にしたという説が強い。ともあれ、この廃案後にも「慈光寺の法人化」が積極的に進められたし、その間に「哲学館事件」⁽⁸⁾が起こっている。

私が井上円了のこの問題の書簡等の資料に接することができたのは、三年前に新潟県立図書館で神社明細帳と寺院明細帳を中心とする明治時代の宗教実態を取材の途次、地域実態のご教示を得ようと越路町の高橋健吉氏をお訪したときである。井上円了の書簡があるとのこと、一束拝見した。その中であつた五通が直接宗教法にかかわるこの資料であつた。

次の書簡は、明治三年に、井上円了が当時の最有力後援者の一人であつた高橋九郎（健吉氏の祖父）宛てに出したもので、井上円了の生家慈光寺に財団法人を設置しようと試みたことを実証する最初の資料である（以下の手書き資料における用語、仮名遣い等は誤りも含めて原文のままとした）。

拜啓 兼テ御約束申候文章来月ニ入りテ起草致心得ニ候処来月四日ニ講堂落成式挙行致事ニ相成其前一層多忙ニ相成可申候ニ付昨夜起草仕候名前ハ他ニ良案無之候ニ付「慈光寺教会金」ト定置候帖簿ノ名前モ分カリ不申候ニ付普通ニ從ヒ勸募帖ト致置候別紙入御覽候間御意見相添御返却被下候ハ、更ニ訂正可仕候
来月四日ハ講堂落成ノ印マテニ小集相催シ候間当日御差繰ノ上三輪閣太郎君ト御同道ニテ御来駕被下度奉待上候三輪君ヘハ別ニ案内状差出心得ニ候ヘ共向鳴辺ニ寓居之由ニ承リ居候も番地不明ニ付若シ端書ニテ番地丈御一報被下候ハ、難有仕合ニ御座候四日ハ午前十一時ノ予定ニ候間其時刻迄ニ御来賀被下度候

右書中得貴意度

早々 頓首

二月二十八日

井上 円了

高橋 九郎様

この手紙には封筒が残っていないので、「来月四日ニ講堂落成式」とある所から明治三三年と推定したのであるが、貴族院において宗教法案が否決された約二カ月後に書かれたことになる。

井上円了が高橋九郎に約束した文章は別紙となっているが、現在のところ見つかっていない。その内容は、「慈光寺教会金」「勸募帖」と名付けられたものからも明らかにできると思われるが、これも見つかっていない。しかし、これはその後「慈光寺檀徒慈善会」と改称され、さらに三転して「慈光寺檀徒護修会」となって、明治三六年五月一三日に、次のような請願となって結実している。

財団法人設立請願

今般別紙寄付金名簿ノ通り寄付行為ヲ為シテ護修会ト称スル財団法人ヲ組織致シ左ノ寄付行為書ノ目的ヲ以テ永遠ニ存立仕度候間右設立ノ義御認可被成下度此段請願候也

新潟県三島郡来迎寺村大字宮川外新田拾九番戸平民農

明治三六年五月一三日

寄付者惣代 高橋九郎

内務大臣男爵内海忠勝殿

当初の慈光寺教会金の原稿は、比較的早い時期に慈光寺檀徒慈善会に変わったと考えられるが、この関係資料

は二通残っていて、いずれも日付は分からない。次の書簡資料はその理由を物語るものと考えられる。

発信者井上円了の実弟円成は、井上家の家督を相続したこの当時の慈光寺住職であり、その前には哲学書院の経営を担当した人である。井上円成は井上円了の右の手紙の直前と思われる時期に、高橋九郎あてに次のような書簡を送っている。

(封筒表) 東京市本郷区駒込西方町十 高橋九郎殿 御手披

(封筒裏) 越后三嶋郡浦村 井上円成

拝陳 本日大略集金相済み満足此事ニ候本日ニ相成金高修正申入れ候もの有之御改め被下度毎度恐縮之至ニ候へ共是亦不得止義ニ候

一金四円 小杉喜平トアルヲ四円五十錢ト改正

一金参円 平沢栄蔵トアルヲ貳円五十錢ト改正

一金六十錢 丸山又吉トアルヲ金壹円ト改正

一金壹円 平沢六松トアルヲ佐藤六松ト改正

乍御手数順次御改め願上候外二本多初五郎と申す者特別に寄付致し候故左の如く可然処へ御記入被下度

一金五十錢浦村大字浦本多初五郎

先に壹円五十錢寄付致し置候処更ニ別に申入れに付別項ニ記し度併し同名の者両所にありてハ不都合にも有之候故両所合して貳円とし候方可然とも存し候右御考ひニ

任せ可申候中沢若井福蔵より当分集まり候金相当之利足にて拝借之義申出て候尤も利分ハ少しく高くも相成へくと存し候へ共共同に関する金ハ貸借せざる方可然とも存し候然れとも道半の高橋なども金額集まり候まで即ち三年間ハ慥かの借り手有之ハ貸し候も宜敷哉にも被申候右御指揮を得度要事のみ申上候御多用中種々改正等申上御煩勞御察申上候

頓首

井上円成

二月廿六日

高橋九郎様

消印によれば、この封書は明治三三年二月一七日に投函された。「大略集金相済み満足」とあるように、寺の法人化の取り組みは相当早くから進んでいたことが分かる。しかし、この封書の一週間あとの井上円成の次の手紙では宗教法案に反対していたことが記されていて、当時の法案の複雑な条件を垣間見ることができる。

(略)

拝見仕候愈御健勝にて国事に御鞅掌千感万謝に堪えず法案否決之際ハ態々御打電被下難有御礼申上候該否決ハ仏教者に同情を表して否決せしに非ず法文疎漏なりと云の意思よりせしものゝ如く思はれ候果して然れば其実仏教者の運動与かりて力ありとするも吾人か決して高枕閑夢を貪るの時には無之此末の争ひ等も宗教界の大波瀾仏教の死活問題ならんと今より覚悟すへき事にこそ前途万山千岳あり仏教全盛之都ハ遠し実力競争ハ社会の常態なり最後の勝利ハ実力のある辺に落ち候事明々白々なり仏教者内は信念の確立外は慈善社会問

題の研究一日も怠るへからざるなり於是本堂永統資本積金大に必要ありと感せられ候積金相嵩み候ときハ救恤慈善等易々たることに候貴台の先見及積立金に関して御尽力謝するに辞なし慈光寺に於て積立金成就したるの噂伝ひられてより近隣各寺其企をなすもの多し然れとも好果は容易に得難き由独り大工町徳宗寺先づ其結果を見るの運ひに至り候趣総額ハ若干なる哉未た耳にせさるも高頭田中両家にて四百円西野の佐藤飯嶋の堀井ハ百円つゝと之予算なりと聞く

原帖御調製済み之後なれば致し方無之候へ共左の兩人より金員修正申来り候間未調製なれば幸に御改め被下度

一金三円 高梨 高橋米八を金四円と改め名前之順を繰替被下度

一金壹円 牛池 丸山音蔵を金壹円五拾錢と改め是亦名順を繰替願上候

何時頃御帰国之御都合ニ候哉第一期積立ハ明日之都合にて各村にて取纏め明後日各村世話方御宅まで持参する事に咄し致し置候

右ハ要事旁御返事まで

早々 頓首

二月廿四日

井上 円成

高橋 九郎様

研北

二白 小生へ本山より村松新発田軍隊布教一ヶ月四回を命し候へ共御檀中へ沙汰して許可を得されは御請出来すと申居候御高見ハ如何

この文面で注目されるのは、法案否決に際し高橋九郎から電報を受けたことへの礼状ともなっている点で、当時の生活やコミュニケーションのテンポを知る上に重要と思われる。そして、宗教法案否決理由を聞いて仏教者として無然とする無力感や運動の必要性を述べているのは、東京での兄円了との活動・仏教革新の雰囲気はまだ失われていないことを感じさせている。実力競争が宗教界の決着を付けると述べ、「仏教者、内は信念の確立、外は慈善社会問題」を当面の課題ととらえているのは、当時のキリスト教との関係が反映していると見られる。そのため改めて「本堂永続資本積立金」の必要性を痛感し、「貴台の先見及び積立金に関してご尽力謝するに辞なし」と続けている。さらに具体的な個人寄付の金額の修正その他の実務記事があつて、宗教法案は反対しながら寺の法人化は進めていたことを物語っている。さらに、添え書き（研北）と断り書をした記事では「軍隊布教」の形式的許諾を問うていて、「仏教の公認教」問題の社会的背景を覗き見ることができる。

井上円成の文中、慈光寺が積立金を成就したという噂が近隣の寺に広がつてその企をするものは多いけれども「好結果容易に得難き由」と述べていることを見れば、当時の時代の流れに沿つての法人作りではなくて、むしろ突出した行為だったのではなからうかと思われる。それだけにいろいろの「お役人」との経緯があつたことを物語る書簡も残されている。

その背景には、この手紙の最後にある大きい金額の現金が集まつた悩みもあつた。「相当之利足にて拝借の義申出」「利分ハ少しく高くも相成」と思うが「共同に関する金ハ貸借せざる方可然とも存し候」と言いながら、法人化完了までの三年間位は確かな借り手には貸してもよいという人もあるので、「御指揮を得」たいと言っている。このように、ようやく資本主義的な社会体制に入つた年代の農村としては、先進的な考えを見ることができ

三 「お役人様」の指導

次の書簡資料は約二年半後の明治三五年一〇月一五日に手交されたもので、切手のない封筒に「宮川 高橋様 拝答」「浦村 井上」とある。この一〇日後の二五日に文部省視学官が哲学館事件を起こしたことを念頭に入れておく必要がある。

拜見仕候人名簿調製ニ付非常の御煩勞を願上恐縮之至奉鳴謝候早速捺印致し御返却申上候

拙兄ハ去十三日印度及欧米へ宗教教育視察之為め遠行之途ニ就き候同人より別に貴家へ申上さる哉も難計右ハ小生より御伝ひ申上候併し留守居にて万事取計可申候間捺印を御求め被下度岩野村人名の相違昨日半藤より別紙返事到来小生より先般認め差上置候通りにて宜敷様ニ候唯常吉と云名ハ前戸主の名にして今ハ女戸主の様に思はれ候故其事も半藤へ申遣し候へ共別紙之通之返答なれとも大に不審に思ひ候間これたけハ記名暫らく御見合置被下度長岡町四名の内式名丈番地申来り候故左ニ大字大工町百七十二番地西脇治四郎大字海里町九十八番地田村末蔵道半村ハ昨日休業之由ニ付定七か玄祐に御申付被下年行司に触えさせ檀中を一家へ集め捺印を御求め被下度候方宜敷と考ひ候浦村及岩野ハ其内ハ一夜相集め自分より捺印を求め候事ニ致し度本日罷出種々御打合可申之処法用の為出掛り居り乍略儀紙面にて申上候

右取急き乱筆御免被下度

早々 頓首

井上円成

高橋様

「拙兄」井上円了は二日前の一三日に宗教教育視察のために印度及び欧米に出掛けたが、「別に貴家へ申上ざる哉も」知れないので、私のほうからお伝えしたと述べて、「留守居にて万事取り計らい申すべく候」と、この問題への井上円了の関わりの深さを物語っている。また、此の文面では現地の問題はさらに細かく具体的に、捺印のたぬ檀家を何カ所かに集める等、最後のまとまりの段階に入ったことを思わせる。

宗教法案には積極的に反対しながら慈光寺の財団法人化は早くから着手していた理由の一部は前述したが、この点は他の資料「慈光寺檀徒慈善会」「慈光寺檀徒護修会」の規定案によつてさらに検討することができる。

慈光寺檀徒慈善会

高橋九郎外何名ノ出捐ヲ以テ慈光寺檀徒慈善会ヲ設立シテ之ヲ財団法人ト為シ左ノ条項ヲ定ム

第一章 名称

第一条 本会は慈光寺檀徒慈善会ト称ス

第二章 位置（事務處）

第二条 本会ハ新潟県三嶋郡浦村慈光寺ニ設置ス

第三章 目的

第三条 本会ハ財団法人資金ノ利子ヲ以テ慈光寺堂宇ヲ永遠ニ維持シ及ヒ其他慈善喜捨ヲ為スヲ目的トス

第四章 財団ノ資産

第四条 本会財団ノ資金ハ何万円トス

第五条 本会会員ハ各自ノ寄付行為ヲ以テ財団ヲ維持ス

第六条 本会ノ目的ニ從ヒ慈光寺檀徒中ヨリ寄付ヲ申出ツル者アルトキハ評議員会ヲ經テ理事ノ許可ヲ得ルヲ要ス

第七条 本会資金ハ有価証券ヲ買入適當ナル方法ヲ以テ之ヲ保管スルモノトス 但シ評議員ノ議決ニ依リ理事ハ維持資金ノ三分ノ一マテヲ限り土地其他確實ナル物件ヲ買入ルルコトヲ得

第八条 本会ノ目的ニ基キ使用スベキ費用ハ財団資金ヨリ生スル利子及ヒ臨時寄付ニ係ル金額ヲ以テ之レニ充ツ

第九条 本会ハ法定ノ解散事由ノ發生セサル限りハ解散スルヲ得ス

第十条 本会ヲ解散スル場合ニハ財団資金ハ当然ニ之ヲ慈光寺ニ寄附スルモノトス

第五章 評議員及ヒ理事

第十一条 本会ハ評議員拾五名ヲ選任ス 但シ任期ハ五ヶ年トシ再撰スルコトヲ得

第十二条 評議員ハ慈光寺檀徒中ニシテ寄附金額拾圓以上捐出セシ者ノ内ヨリ撰出スルヲ要ス

第十三条 評議員ハ評議員会ヲ組織シ理事ノ諮問ヲ受ケ意見ヲ陳フルコトヲ得

第十四条 評議員ノ議事ハ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第十五条 評議員中ヨリ理事一名ヲ互撰スヘシ 但シ任期ハ五ヶ年トシ再撰スルコトヲ得

第十六条 理事ハ本会ヲ代表シ事務ヲ執行ス

第十七条 理事ハ評議員会ノ會長トナリ議事ヲ整理ス

第十八条 理事ハ慈光寺堂宇ノ大修繕或ハ慈善ノ為メ特ニ寄付行為ヲナシ又ハ維持ノ費用トシテ此法人ニ資

金ヲ寄贈セントスル者アル時ハ理事ハ評議員会ノ議決ヲ經ルヲ要ス

第六章 計算

第十九条 理事ハ毎年十二月廿五日迄ニ毎年度ノ計算表ヲ作り評議員ノ承諾ヲ経ルヲ要ス

第廿条 本会規定ハ法定ノ理由以外ニ於テ変更ヲ為スヲ許サス

第廿一条 本会規定ノ改正ハ評議員会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

この規定案では「何名の出捐」「資金は何万円」と具体的な数字で表現される部分が「何」となっていて、原案資料に近いものと考えられる。

同名の別資料はこの上に訂正文を貼付し、二四条に訂正したもので、次のような条項が新たに記入されている。

第七章 会員ノ増減

第十九条 本会ニ資金ヲ寄付シ会員タラント欲スル者アルトキハ理事ハ評議員会ヲ開キ其議決ヲ経テ入会ヲ許スモノトス

第廿条 本会会員ハ慈光寺壇徒ヲ以テ組織セルモノナルカ故ニ左ノ各項ニ該等スル者ハ会員ノ資格ヲ失フト
共理事ハ評議員会ノ議決ヲ経テ是ヲ除名ス

一 慈光寺壇徒ヲ脱シテ他宗派及ヒ他ノ寺院ニ転スル者

二 外国ニ移住スル者

三 本会ノ体面穢シ妨害ヲ加フル者アルトキハ特ニ評議員会ノ議決ヲ以テ除名スルコトアルヘシ

第廿一条 前条ニ場合ニ於テ脱会転宗又ハ除名者ニシテ己ガ捐出シ金額取戻シヲ請求スルモ当時ニ於テ既に

所有權ノ離レタルモノナレハ此財団法人ニ対シ請求スルノ権理ナキモノトス

この第二〇条と第二一条は当時のさまざまな社会状況や宗教界の状況を反映していると思われるが、その後の規定案からは完全になくなっていく。そして、次の「護修会」に変名された設立願は、日露戦争の始まった年（二月開戦）の一〇月の請願であるが、ここでは規定としての形は充実したものの、中身については単なる寺の物件と儀式の保守のための経済的機関つまり檀家制度維持の資本主義的形態への移行という性格を強くしている。次の規定は一応やや完成の形を調えたものであるが、この会の目的が寺の保守及び「慈善喜捨」であったのが、寺の保守の残余の積立を「救恤養老」のために使ってもよい程度に変更された。つまり財団名の変更は変質を表すものになったと言えよう。

財団法人設立請願

今般別紙寄附金名簿ノ通り寄付行為ヲ為シテ護修会ト称スル財団法人ヲ組織致シ左ノ寄付行為書ノ目的ヲ以テ永遠ニ存立仕度候間右設立ノ義御認可被成下度此段請願候也

明治三十七年十月十二日

新潟県三島郡来迎寺村大字宮川外新田九拾貳番地平民農

寄附者惣代 高橋九郎 印

全県全郡全村大字浦六千四百参拾六番地平民百

慈光寺住職 井上円成 印

内務大臣子爵 芳川顕正殿

第一七九号

前書願之趣キ相違無之候也

明治卅七年拾月拾貳日

新潟県三島郡来迎寺村長代理

助役 郷熊太郎 公印

財団法人寄付行為書

高橋九郎外百三拾九名ノ出捐ヲ以テ慈光寺壇徒護修会ヲ設立シ慈光寺住職井上円成ノ同意ヲ得之レヲ財団法人トシ茲ニ寄付行為ヲナシテ左ノ各項ヲ定ム

第一章 目的

第一条 本財団ハ財団資産元本ヨリ生スル利子ヲ以テ新潟県三島郡来迎寺村大字浦真宗大谷派慈光寺ノ堂宇及ヒ什器ヲ永遠ニ維持シ且ツ宗教上慈光寺ガ必要ナル儀式ノ執行ヲナシ残余ノ金額ハ之レヲ積立置キ随時評議員会ノ議決ヲ經タル救恤養老ノ為メニ支出スルヲ目的トス

第二章 名称

第二条 本財団ハ之レヲ護修会ト称ス

第三章 事務所

第三条 本会事務所ハ之レヲ新潟県越後国三島郡来迎寺村大字浦慈光寺ニ設置ス

第四章 資産

第四条 本会財団ノ寄附ニ係ル金貳千〇拾円ヲ以テ之ヲ組織ス現貳千〇拾圓ヲ下ルコトヲ得ス

第五条 本会元本資金ハ有価証券ヲ買入レ適當ナル方法ヲ以テ之レヲ保管スルモノトス 但シ評議員会ノ決議ニ依リ理事ハ本会元本資金ノ三分ノ一マテヲ限り土地其他確實ナル物件ヲ買入ルルコトヲ得

第六条 本会ノ目的ニ從ヒ本会ニ財物ヲ寄贈セントスルモノアル時ハ理事ハ評議員会ノ決議ヲ經テ之レカ承諾ヲナスモノトス

第七条 理事ハ評議員会ノ決議ヲ經テ第六条ノ寄贈ニ係ル財物ノ處分方法ヲ定ムルモノトス

第八条 本会ハ法定ノ解散事由ノ發生セサル限りハ解散セサルモノトス

第九条 本会解散ノ場合ニハ財団ノ資産ハ之レヲ慈光寺ニ寄付スルモノトス

第十条 本会ハ評議員一五名理事壹名ヲ置ク

第十一条 慈光寺住職及ヒ慈光寺壇徒ハ凡テ本会々員タルモノトシ慈光寺住職或ハ慈光寺壇徒タル資格ノ得喪ハ本会會員タル資格ノ得喪ヲ伴フモノトス

第十二条 本会各會員ハ評議員撰挙資格ヲ有ス

第十三条 本会設立ノ際金額拾圓以上ヲ醸出セシ會員及ヒ第六条ノ金額拾圓以上ヲ寄贈セル會員ハ評議員被撰資格ヲ有ス

第十四条 評議員被撰資格ヲ有スル者ニシテ死亡セルトキハ其ノ相続人ハ其ノ被撰資格ヲ繼承ス

第十五条 評議員ハ其ノ得票数多キモノヨリ順次之レヲ当撰者トナス 但シ同数得票者二名以上アルトキハ

抽籤ヲ以テ之レカ当撰者ヲ定ム

第十六条 評議員ハ理事名ヲ互撰シ其最多数得票者ヲ以テ之レニ任スルモノトス

第十七条 評議員及ヒ理事ノ任期ハ各五ヶ年トシ再撰スルコトヲ得

第十八条 理事ハ其ノ必要アリト認メタル場合ニ評議員会ヲ招集スルコトヲ得 但シ理事ハ評議員八名以上ノ請求アリタル場合ハ評議員会ヲ招集スルコトヲ要ス

第十九条 理事ハ評議員会ノ会長トナル

第二十条 評議員会ハ出席評議員八名以上ヲ以テ成立シ議事ハ出席評議員ノ過半数ヲ以テ之レヲ決ス

第二十一条 理事ハ毎暦年度ノ決算ヲ翌年二月廿五日迄ニ評議員ニ報告スルモノトス

第二十二条 理事ハ評議員会ニ於テ賛成議員拾三名以上ノ議決ニヨリ之レヲ解任スルコト得

第六章 寄付行為ノ変更

第二十三条 本会ノ寄付行為ハ理事及評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ得主務官庁ノ認可ヲ經テ之ヲ変更スルコトヲ得

どうしてこのように変わったのか、これを推定し得る資料が残されている。その一つは「新潟県三島郡役所」の野紙に書かれた訂正勧告の文書の断簡（四頁分）である。

会員タルモノハ第十九条ノ規定ニヨリ本団設立後資金ヲ寄附シ入会ヲ許サレタルモノニ限ルカ如シ果シテ然ラハ本会設立ノ為メ寄付行為ニ加名シタル設立者ハ別ニ資金ヲ寄附シ同条ニヨリ入会スルニアラサレハ会員

タラサルノ旨趣ナリヤ此点明確ナラシムルヲ要ス

第十九条ノ会員ハ慈光寺檀徒ニ限ルモノ、如シ果シテ然ラハ本条ノ冒頭ニ「慈光寺檀徒ニシテ」ノ文字ヲ冠セシメラレタシ

十九条ノ末段ニ入会ヲ許ストアルハ意味ヲ為サ、ルニ付之ヲ承諾スルモノトスニ改メタシ

一 第二十二条中毎年度トアルハ曆年度ニヨルモノナリヤ否ヤ不明ニ付明記セシメタシ又計算トアルハ決算ノ意ト認ム訂正ヲ要ス

一 第二十三条寄付行為ヲ変セシメサルノ意ナリヤ第二十四条ニ然レハ否ラサルモノ、如シ不明ニ付明確ナラシメラレタシ尚寄付行為ヲ変更スルトキハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニアラサレハ其効ナキ旨明記セシメラレタシ

一 本寄付行為中理事罷免ニ関スル規定無之ニ付設定セシメラレタシ

一 本件法人設立ニ対シ慈光寺住職等ノ諾否如何

一 第十条資金ヲ財産ニ改メ「当然ニ」ハ削除

一 第十二条第十三条第十二条ノ寄附金額中ニハ設立者カ寄付行為ニヨリテ醸出シタル金額ヲモ包含セシムル定ナル可キ様認メラル、モ不明ニ付果シテ包含セシムル義ナラハ明記ヲ要ス

一 評議員選出之方法不明ナリ拾円以上寄付行為者又拾円以上ノ資金寄付者ノ意ナリヤ又選出トアルハ被選出者ノ互選ナリヤ其他評議員及理事ノ当選者ヲ定ムルニ付規定ヲ要ス

一 被選挙権者死亡セシトキハ相続者ハ其権利ヲ継承スルヤ否規定セシメラレタシ

一 第十六条第十七条評議員会ノ成立数及招集権ハ何人ニ属スルヤ明ナラス此点明記ヲ要ス

一第十八条第十九条第八条ノ臨時寄附トハ如何ナル意味ニシテ又第十八条第十九条ノ資金寄附トハ別異ノモノナルヤ若シ異ナリトセハ臨時寄附ナル意味ヲ明記ニスベシ

又同シトセハ彼是矛盾スル故相当訂正ヲ要ス

又第十八条第十九条ノ資金寄附アリトセハ第四条ノ資金額ノ關係如何第四条ハ削除スル方至当ニアラサルカ

この中に「計算トアルハ決算ノ意ト認ム訂正ヲ要ス」とあるが、前掲の慈善会の条文とは一致しないので、前掲規定案を何度かの訂正したものへの訂正勧告であろう。「寄付行為ヲ変更スルトキハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニアラサレハ此効ナキ旨明記セシメラレタシ」とか、「被選挙権者死亡セシトキハ相続者ハ其権利ヲ繼承スルヤ否規定セシメラレタシ」と、当時の民法制定をめぐる半封建的家制度支持の穂積八束と近代市民社会を目指す梅謙二の論争の決着が前者の勝利であったことを反映している⁹⁾。極めて概括的に見れば、まるで「いじめ」とさえ見える注文もあつて、このような経過は想像を越える時間と煩わしさを経験させるものであつたと考えられる。最終案と見られた明治三七年の規定案についても、次のような公文書が残されている。

貴殿外名ヨリ出願ノ財団法人設立願ノ対シ左記ノ件至急取計方申来候付可然御配計相成度候也

明治四〇年三月九日

来迎寺村役場 公印

高橋九郎殿

左記

第一条ノ規定ニ依レハ本法人自ラ慈光寺ノ堂宇及宗教上必要ナル什器ヲ維持シ及宗教上必要ナル儀式ヲ執行スルモノ、如ク相見ユルモ右ハ単ニ之等ニ要スル費用ヲ供給スルニアルモノト認メラル如何尚右堂宇什器ノ維持及儀式執行ノ費用ニ止マラス広く慈光寺ノ維持ニ要スル費用ヲ供給セントスルモノニモ無之哉其辺取調何レニシテモ明確ニ規定セシメラレ度

第四条ヲ左ノ如ク改メ尚資産ヲ増加スルコトアル意ナルニ於テハ其旨ノ規定ヲ設ケシメラレ度
本会財団ノ寄附ニ係ル金貳千拾圓ヲ以テ之ヲ組織ス

一本財団ノ存立ニ要スル經費支弁ノ方法并慈光寺ニ費用供給ノ方法ニ就キ規定ヲ設ケシメラレ度

一第十六条 七票以上ノ得票ナキトキハ如何ニシテ之ヲ定ムルヤ此場合ニ於ケル規定ヲ設ケシメラレ度

一寄付行為ノ変更ハ法ニ於テ特ニ規定シタルモノナシ故ニ第二十三条ヲ左ノ如ク改メシメラレテハ如何

本会ノ寄付行為ハ理事及評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ得主務官庁ノ認可ヲ經テ之ヲ変更スルコトヲ得

一申請書ハ二通提出セシメラレ度

明治三二年に始まつた慈光寺の財団法人設立は、井上円了や多額納税議員であり著名な進歩的農村の指導者高橋九郎^⑩を背景として、「お役人様」が明治四〇年になつても字句修正を要求して認可しない。このような状況が、当時の一般的な事例なのか、哲学館事件の反映という特別の事情によるものかは分からない。宗教法案反対のトップに立った真宗大谷派に対する措置かも知れない。もし一般的な事例とするなら、「お上」という天皇と官僚制との二重用語による無言の思想的支配の完成とその実態例として見ることもできよう。

つぎの書簡は、このような経過に困惑した高橋九郎が、その道に明るい弁護士(1)に意見を求め、それへの返事として書かれたものである。

委細承り候左に一応理由申上候

川上君の重患の爲め遂に遅引いたし申訳無御座御海恕被下度候

第一条慈善喜捨の方法範圍ハ已に評議員の議決云々にて充分定まり居れどもお役人様方のお考にて杓子定規の注意なれば理論上欠点なきも致方なし御意見御尤に候へども「等」の字にてハまた例のお役人様方の気にすむましく候へば等を御削除あるも救恤養老の二つとも広義に解すれば充分当初の御立意は通り候こと、存候

次に会員たる資格云々の事実に小生も大に驚入り候民法上財団法人の法理として決して必要のものに非ざるのみならず敢て誤りを引き社団と混する恐有之候へどもお役人様の注文なれば致方無之候会員なる字ハとも角も当然原規定にて新たに付義せる解釈に正すべきこと、存候へども致方なく候元來財団にハ理事か骨子にて評議員ハ一種理事推任及理事権限の制限たるのみにて候併し会員ハ理事及評議員の基本なれば役人様の注文に従ふもあしきことハ無御座候間何の面倒もなく付籤の付り訂正仕候特別の章を設けざるハ法律上独立して規定すべきものに無御座候故にて候

目的の規定ハ猶御一考被下度小生ハ是にて充分と存じ候万一猶返戻さるゝことあらば主務官庁に一寸委細その成案を御質になるべく候
しかし今度ハ大丈夫と存候

喜捨にて充分明瞭にて候へども例の御役人様なれば支出と改めし方通よかるべしと存候参考にと御送附の旧規定ハ社団の性質を有し候故乍遺憾そのまゝ採ることを得申さず候

右要用のみ禿筆にて乱押御推読被下度候

高橋九郎様

笠井仁八

ここには、「お役人様」と皮肉を込めて表現しながら、「致方無之候」と言わざるを得ない当時の実態が滲み出ていて、その苛立ちが汲みとれよう。

四 社会的背景

財団法人設立願に綴られている一三九名の名簿には、個別の出資金額に実印と思われる捺印のある文書が残されている。つぎの表は金額別はその戸数を整理したものである。筆頭の八五〇円は高橋九郎、一〇〇円は井上円了、五〇円は井上円成、他はすべて慈光寺の檀家である。井上円了が単に実家の安定を図ったことだけからこのような大きい金額を出したとは考えられず、宗教法案との関連があったと思われる。しかし、それを明らかにする資料は今のところ見つかっていない。

△東本願寺派 即ち大谷派本願寺とす。而して東本願寺派中絶對的に同案に反對したるものは石川舜台氏及び其末派なりとす。當時石川氏は東京にありて、岡本柳之助と相提掣して、熾んに反對運動を開始せんとするに方り、一方には世論の囂々として之に反對するあり、他方には西本願寺の法主の同案に賛成なる論告の発せらるゝありたるも其の他の事情とによりて、石川氏は在京中其の説を軟和し、更に善後策を講ぜんとして京都に下向しぬ。然るに東本願寺派内に於ける反對の気焰は中々烈しくて、流石の舜台氏も其の軟和説を発表すること難く、騎虎の勢に駆られて一宗門末の代表者たる

△議局の賛衆 は、宗教法案に対する法主の諮問に対し、当初の意見を枉げざることを望むと決議を為したるより、舜台氏は更らに軟和説を翻へし再び反對説を持して上京しぬ。元來東本願寺派が今日に於て依然として

△反對の意見 を撤去し難い所以のものは、同派が該案に反對し之れが反對運動を試むるとの故を以て門末より運動費を集め、以て同派の財政整理の一手段に資せんとするにあると、石川氏が俄に其の反對説を翻へすこと能はざるは末派の多数によりて擁せられたるが爲めに、今日に於て反對説を捨つるは同氏の勢力の消長に尠なからぬ關係を及ぼすを以てなり。

井上円了は明治三十九年一月、自分の創設した大学と中学から「退隱」し、全国行脚をして一種の社会教育を「修身教会」運動の形で始め、これを終生の仕事とした。この転換期と宗教的「回心」の経験との關係、背景の時代転換などの関連の分析は、日本の近代思想の展開を明らかにする上では欠くことのできない研究と考えている。今回は資料を紹介することに留まったので、表題のサブタイトルに(一)を付し、別稿(二)近代法と日本宗教との矛

盾)で完成することにした。

なお、書簡等の文書の読取りには井上円了記念学術センター研究員の豊田徳子さんの協力を得た。記して謝意を表したい。

【注】

- (1) 高木宏夫「宗教法(法体制準備期)」(講座 日本近代法発達史)第七卷 一九五九年 勁草書房刊 所収)に於いてその思想的背景を具体的に分析したので参照されたい。また、高木宏夫「近代日本の宗教」は一九六二年に年間一回『大法輪』に連載したものであるが、このうち「(六)新仏教運動とその限界」の前半に於いて明治三〇年前後の状況を論述した。詳細は本稿の(二)において後日執筆の予定。
- (2) 明治四五年二月二日浅草別院の大草慧実の追悼記事中「宗教法案の破壊」と題した記事。(『新聞集成 明治編年史』第一四卷 五二四頁所収)
- (3) 公認教制度は現在もヨーロッパの国々にある制度で、その内容にはさまざまなものがある。長谷山正観著『宗教法概論』(一九五六年 有信堂刊)三五〜四六頁参照。
- (4) 当時の「大日本仏教同盟会」の意見は次の四つであったと、井上恵行は「宗教団体法成立までの各種法案」(『明治以降宗教制度百年史』一九七〇年 文化庁刊 一八〇頁)に於いて、次のように述べている。
 - (1) 教会に対し、わずかに私設会社同様の私法上の法人格を与え、その監督干渉は普通の私法人に対するよりも厳格で、自治の機能をほとんど認めない。
 - (2) 寺・教会を政府と直接の関係とし、宗派との関係は薄くなる。これは旧来からの慣習を無視し仏教団体の根底を動揺させるものである。宗派を公法人としないばかりでなく、私法人ともせず、みだりに干渉ばかりする。
 - (3) 寺に対しても、少しも公認教たる機能を与えないで、干渉ばかりは国教なみに嚴重である。
 - (4) 全国に多数の信者を擁する仏教団体を、少数の信者を有するキリスト教各派と同列に下して取り扱おうとする。右の(1)〜(3)をこの宗教法案で具体的に見ると、次の「寺」の扱いのように、任職が反対するのも当然と思われる。「寺

院」を本堂・庫裡とし、「寺」を「寺院ヲ所有シ教法ヲ宣布シ法儀ヲ修行スルヲ目的トスル財団法人」(第三条)と規定し、主務官庁はこれを監督し、事務報告を求め、状況検査をし、命令・処分を行い(第一四条)、原則として「宗教上ノ事項ニ関シ公衆ヲ会同スル時ハ発起人ハ開会ニ四時間以前ニ会同ノ目的場所及年月日時ヲ行政官庁ニ届出」(第八條)る事を義務づけていた。

(5) 宗教法案の否決以後、神社を宗教ではないと主張した点を除けば典型的な「神社公認教制度」とも言うべき政策を遂行・実現した。その内容は、ドイツのワイマル憲法下の公認教たるキリスト教と類似している。

(6) 宗教団体法は、超国家主義思想の強制を背景とした戦争体制強化の一環として施行された。宗教でない神社神道が実質的には公認教としての地位を完成し、新興宗教やキリスト教、マルクス主義等への苛酷な弾圧が行われた後に施行された。それは宗教法案否決四〇年後のことであった。この間、昭和二年の第二次宗教法案と昭和四年の第一次宗教団体法案が提出されながら不成立に終わった経過では、仏教界の反対が強く働いた。

(7) 高木宏夫「井上円了の宗教思想」(高木宏夫編『井上円了の思想と行動』一九八七年 東洋大学刊) 参照

(8) 詳細は『東洋大学百年史 通史編I・上』(一九八七年 東洋大学刊) 三〇六、四三一頁以後を、概略は『井上円了の教育理念』(同年 東洋大学刊) を参照されたい。

(9) 前掲拙稿「宗教法」参照。

(10) 高木宏夫「井上円了伝研究ノート②」(『フィロス東洋』四 一九九〇年二月 東洋大学刊) において、高橋九郎氏についてやや詳しく述べた。

(11) 笠井仁八は庄屋格の酒屋地主の次男として生まれ、東京帝国大学卒業後弁護士となり、同郷の井上円了を仲人として結婚した人と伝えられている。